

第6回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年5月20日(木) 午前9時30分
会 場 熱塩加納会館 3階 大ホール

2 委員定数 19名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高橋 忠一	2番 高野 進	3番 渡部 清孝
4番 小沢 勝則	5番 武藤 常雄	6番 二瓶 崇
7番 菊地 貴	8番 山口 久人	9番 大津 康男
10番 小林千代松	11番 平田 恭一	12番 木戸 賢治
13番 木村富士男	14番 小林 博行	15番 菅井 大輔
16番 岩崎 茂治	17番 佐藤 光伸	

4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第11号 会務報告について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 23 号 現況確認証明申請について

議案第 24 号 農用地利用集積計画について

議案第 25 号 農用地利用配分計画（案）について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高 橋 喜一郎

次長兼農地係長 誼 高 文 信

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告 2 件、議案 5 件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第6回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、9番 大津康男委員、10番 小林千代松委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第11号及び報告第12号の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第11号 会務報告について

○事務局 (高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（誼高次長兼農地係長、各支所担当）

〔10件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第11号及び報告第12号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第11号及び報告第12号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第11号及び報告第12号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長、各支所担当）

〔所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転No. 1については、1番 高橋忠一委員、No. 2については、7番 菊地貴委員、No. 3、No. 4については、14番 小林博行委員より現地調査の結果、

並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。案件No. 1についてご報告いたします。譲受人に電話をしても連絡が付かなかったことから、譲渡人の〇〇〇さんに電話連絡し、5月8日9時より現地調査並びに内容の聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。案件No. 2についてご報告いたします。去る5月10日午後譲渡人譲受人双方とお会いし、確認を取っております。〇〇〇さんは、〇〇〇出身であります。現在市外に住んでおられます。申請地は、雑草が生えている状態でしたが、譲受人の〇〇〇さんの農地と隣接しており、取得後に圃場の整備を行い、水稻を作付けするとのことでした。〇〇〇さんは現在息子さんが就農し、後を継がれていることも含め本案件は問題ないと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。案件No. 3、No. 4についてご説明いたします。本件はどちらも生前贈与によります、親子関係の所有権移転のものでございます。去る5月9日午前9時半より、〇〇〇さん宅にお邪魔しまして、息子さんからお話を伺いました。両親がご高齢で、かつ、病弱な状態になってしまっていることから今回の申請に至ったということでもあります。現在は、司法書士に依頼し、手続きを進めているとのことでした。また、申請農地を案内されながら調査してまいりましたが、特に懸案事項はありませんでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第21号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長、各支所担当）

〔所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.1については、3番 渡部清孝委員、No.2については、8番 山口久人委員、No.3については、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部清孝委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。案件No. 1についてご報告いたします。去る5月13日午前11時より、譲受人が欠席で代理人の〇〇〇行政書士、事務局より誼高次長、農業委員の山口さんと私で内容の聞き取りを行いました。周辺農地に対する土砂の流出を防ぐための措置としては、境界のり面を十分締め固めを行うとのことでした。また、申請地に建設される建物は農作業所で、敷地利用は露天駐車場、通路、雪捨て場として利用するそうです。申請地の西側は農地法第3条により取得、北側は譲渡人の田んぼです。農業用排水施設にも支障はないということから、特に問題は無いと判断いたしました。以上です。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。案件No. 2についてご説明いたします。5月13日午前11時50分頃より、譲受人は出席、譲渡人の代理人である〇〇〇行政書士、事務局から誼高次長、渡部農業委員、大八木推進委員、私で現地調査並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。今回の申請は、住宅の建て替えに伴う、進入路の確保と駐車場を造成するものです。隣接地に農地は無く、周辺に支障を及ぼすことは無いと判断いたしました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。案件No. 3についてご報告いたします。去る5月10日午後3時半より、譲渡人と譲受人立会いの下、事務局から誼高次長、支所旧担当者渡部主事、二瓶農業委員と私で現地調査並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。申請地は、既に砂利が平坦に敷き固められており、現況は駐車場ということから顛末書付となっております。周辺の状況としては、申請地北側は道路、東側には排水路、南側には住宅と畑がありますが境界には土留め壁が設置されておりました。西側は、砂利敷き農道となっております。以上のような状況とな

っておりますので、雨水や土砂の流出はなく、雨水は地下浸透で農業用排水に支障を及ぼす恐れもなく、南側農地に日照等の支障をきたす恐れはありませんでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第22号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○高野進委員

2番高野です。案件No. 2についてご質問させていただきます。今回事前にいただいた資料を拝見させていただいて、進入路を確保したいということで書面上読んでおりましたが、土地利用計画図や委員の報告によれば、駐車場なども転用に含まれるのでしょうか。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

接続道路が主たる転用目的でありまして、面積としては71.5㎡ほど利用するということをございます。そこに合わせまして来客用駐車場が一部隣接する土地を利用していることから、2台分の33.6㎡を含んでいるということをございます。記載につきましては、主たる転用目的である接続道路の道路敷きということで、その内容について記載したということをございます。なお、道路の両側につきましては、冬期間の雪捨て場ということで利用するとのことで1筆全面積農地転用する申請内容となっております。以上です。

○高野進委員

事前に資料をいただいた時にはどの部分が転用に該当するかが一目でわからないので、わかるように表示していただきたい。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

申し訳ございません。資料は、一応囲ってはありますが、印刷の際に薄くなってしまっていて見えにくくなっているようです。文字で表示などの工夫をして、より分かりやすくするように努めて参りま

す。

○議長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第23号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1については、8番 山口久人委員、No.2については、3番 渡部清孝委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。案件No.1についてご報告いたします。去る5月13日午前11時より、申請人と〇〇〇測量設計から〇〇〇さん、事務局から誼高次長、渡部農業委員、大八木推進委員、私で現地調査並びに申請者

からの内容聞き取りを行いました。事務局からの説明がありましたが、昭和50年頃より所有者のご両親が高齢で、申請地が自宅から遠い為、耕作ができなかったようです。現在は、ほとんど雑木林のようになり、現況は原野と判断いたしました。以上です。

○ 渡部清孝委員

[No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明]

3番渡部です。案件No.2についてご報告いたします。去る5月13日午前11時半より申請人の代理として、ご子息立会いの下、事務局から誂高次長、大八木推進委員、山口農業委員と私で現地調査並びに申請者からの内容聞き取りを行いました。事務局説明の通り、平成8年2月に国道121号線の道路建設で分断され、道路と農地に大きな段差が生じ、農機具が入れるような進入路が無く、耕作できないまま原野化したというものであります。当該箇所は窪地となっており、水が集まりやすいようになっていることから、周囲の土地とともに雑木や葦等が生い茂り原野化しています。このようなことから、農地への復元は困難であると判断いたしました。以上です。

○ 議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第23号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○ 議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第24号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.44を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誂高次長兼農地係長、各支所担当）

〔No.44を除く案件についてを朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第24号の農用地利用集積計画のNo.44を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第24号の農用地利用集積計画のNo.44を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号の農用地利用集積計画のNo.44を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第24号 農用地利用集積計画のNo.44の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、11番 平田恭一委員に関する案件で

あり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、平田恭一委員の退席を求めます。

(11番 平田恭一委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（塩川総合支所産業建設課 佐藤）

[No.44の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第24号 農用地利用集積計画のNo.44の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第24号 農用地利用集積計画のNo.44の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 農用地利用集積計画のNo.44の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

11番 平田恭一委員の着席を求めます。

(11番 平田恭一委員着席)

○議長

続きまして、「議案第25号 農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長、各支所担当）

〔利用配分計画（案）2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第25号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第25号については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第6回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会）10時59分